

令和8年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和8年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,603,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,552,357
	1 負担金	2,552,357
2 国庫支出金		4,449,767
	1 国庫補助金	4,449,767
3 県支出金		298,567
	1 県補助金	298,567
4 財産収入		37,955
	1 財産運用収入	37,955
5 寄附金		500
	1 寄附金	500
6 繰入金		4,310,037
	1 他会計繰入金	4,100,037
	2 基金繰入金	210,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		15,838
	1 雜入	15,838
9 市債		16,938,000
	1 市債	16,938,000
歳 入 合 計		28,603,022

歳 出

款	項	金額
1 市街地開発事業費		千円 28,603,022
	1 総務費	694,152
	2 事業費	24,760,795
	3 公債費	2,615,200
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	531,875
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		28,603,022

第2表 債務負担行為

追加

事項	期間	限度額
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業ガス本支管新設工事に関する協定	令和9年度から 令和11年度まで	限度額 270,000 千円

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区事業費	586,000 千円	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	155,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	13,448,000			
東高島駅北地区事業費	810,000			
関内駅前地区事業費	1,939,000			
計	16,938,000			